

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-6
提出年月日	令和5年4月19日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	大飯との相違「2-1) 設備の相違」①項, 相違理由3項目の泊3号炉の記載に, 同様の先行プラントについて情報が不足しているため, 以下の内容を追記する。 【泊3号炉の記載に追記する内容】 (以下の下線部を追記致します。) ・泊3号炉は, 水源切替による使用済燃料ピットへのスプレイの中断が発生しない海を水源とする手段を重大事故等対処設備による対応手段として整備し, 淡水である代替給水ピットと原水槽は耐震性がないことから自主対策設備による対応手段としている。なお, 淡水である2次系純水タンクとろ過水タンクは, 原水槽への補給に使用する。耐震性が確保されていない水源を用いた使用済燃料ピットへのスプレイ手段を自主対策設備として整理しているのは女川2号炉と同様。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	大飯との相違「2-1) 設備の相違」③項, 相違理由2項目の泊3号炉の記載に, 同様の先行プラントについて情報が不足しているため, 以下の内容を追記する。 【泊3号炉の記載に追記する内容】 (以下の下線部を追記致します。) ・泊3号炉の可搬型大容量海水送水ポンプ車と可搬型大型送水ポンプ車の燃料は同じ軽油を使用することから, 上記②と同様, 燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽が可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給に使用する設備に該当する。軽油のみの使用は女川と同様。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3, 8	以下の誤記を修正した。 2-1)設備の相違の後段※書き2つ目 「※本比較結果の概要において, 設備を比較する場合は, 女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。」 誤) 弁当 正) 弁等	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-4	相違理由欄の誤記について修正する。 2-1の大飯との相違⑤項の相違理由1つ目のボツ 「・大飯3/4号炉は, 放射性物質を含む汚染水は, ……」 ・「を」を削除する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-4	相違理由欄の誤記について修正する。 2-1の大飯との相違⑤項の相違理由3つ目のボツ 「・泊3号炉の集水桝シルトフェンスの設置する手順に・・・」 ・「の」→「を」に修正する。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-5	大飯との相違「2-2) 記載方針の相違」①項、相違理由2項目の泊3号炉の記載に、同様の先行プラントについて情報が不足しているため、以下の内容を追記する。 【泊3号炉の記載に追記する内容】(以下の下線部を追記致します。) ・泊3号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称を記載している場合、改めて要員名称の定義は記載しないこととしている。この記載方針は伊方3号炉、柏崎6/7号炉、東海第二及び島根2号炉と同様。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-7	大飯との相違「2-4) 相違識別の省略」上段の項目、「「操作手順」の対応要員」の相違理由2項目の泊3号炉の記載に、同様の先行プラントについて情報が不足しているため、以下の内容を追記する。 【泊3号炉の記載に追記する内容】(以下の下線部を追記致します。) ・泊3号炉は、大気への拡散抑制の手順着手を発電課長(当直)が判断し、発電所対策本部長へ作業開始を依頼するのに対し、大飯3/4は発電所対策本部長が手順着手を判断し、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が対応する。伊方3号炉及び柏崎6/7号炉と同様。(例:比較表p.1.12-17)	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-9	相違理由欄の誤記について修正する。 3-1の女川との相違③項の相違理由1つ目のボツ 「・女川2号炉は、放射性物質を含む汚染水は、南側排水路排水桝及び・・・」 ・「へ」を削除する。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	とりまとめた資料-9	相違理由欄の誤記について修正する。 3-1の女川との相違④項の相違理由1つ目のボツ3行目の 「・・・北側排水路集水桝の合計2箇所 に シルトフェンスに加えて放射性物質吸着材を設置することで・・・」 ⇒「・・・北側排水路集水桝の合計2箇所 の シルトフェンス設置に加えて放射性物質吸着材を設置することで・・・」 ・「に」⇒「の」へ修正する。 ・「設置」を追記	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-4	大飯の目次で以下の脱字を修正する。 以下の下線部を追記する。(閉じカッコの脱字) ・添付資料1.12.14の再掲「【再掲(目次後段より)】」 ・添付資料1.12.11の再掲「【再掲(目次後段より)】」	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-6	以下の誤記を修正した。 女川2号炉欄の要求事項の2行目 誤) 原子炉格納容器 正) 原子炉格納容器	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-10, 11, 24, 28	<修正内容> 大飯でアニュラス部への放水「等」となっており、放水以外の手段を確認し、泊にも等が必要か検討する <対応内容> 放水砲により放水された水で発生する汚染水のほかに、降雨環境下における雨水による汚染水発生も考えられることから、大飯と同様に「等」を記載する。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-8, 10, 22, 25	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-13, 14, 25	1.12-13及び1.12-14の最上段落の泊と女川の記載及び1.12-25の「操作の成立性」における、放射性物質吸着剤設置の所要時間の相違について、相違理由欄に追記する。 【相違理由欄への追記内容】 【女川】記載内容の相違 ・設置箇所や設置方法の相違による所要時間の相違。 ・女川は2箇所にて人力で設置し、泊は3箇所にて車両を使って設置する。集水桝内に設置する方法は女川と相違なし。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-17, 18	以下の下線部の脱字修正を実施する。 「a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」の「(a)手順の判断基準」について、相違理由の表現を修正。合わせて同様記載内容の相違理由も修正。(見え消し部の削除及び下線部を修正) 【女川】記載方針の相違 ・泊は放水をする設備を原子炉格納容器、アニュラス部及び使用済燃料ピットへ放水できる設備が複数あり、手順項目を別項目としているため、手順着手の判断基準も手順項目ごとに記載する。(大飯と同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-19	以下の下線部の脱字修正を実施する。 「a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」の「(c)操作の成立性」についての相違理由の脱字修正 【女川】記載方針の相違 ・女川はホース敷設ルートの違いによる各所要時間を記載している。泊は所要時間が最も長いものを記載する方針としている。(大飯と同様)	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-25, 40	<修正内容> 「1重目の集水桝シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、～」の一文は、1重目の集水桝シルトフェンスを設置した後に放水することを意図しているが記載が不足しているため適切な表現に改める <対応内容> 以下の下線部を追記した。併せて、大飯との相違理由を追記した。 本文内容：「なお、1重目の集水桝シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、 <u>1重目の集水桝シルトフェンス設置完了後、</u> 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による放水を実施する。」 相違理由： 【大飯】記載内容の相違 ・泊は集水桝シルトフェンス1重目設置完了後に放水砲により放水することを記載する。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-22, 37	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-25	荷揚場シルトフェンス「操作の成立性」設置完了時間における相違について以下を相違理由に追記する。 【相違理由欄への追記内容】 【女川】記載内容の相違 ・設置箇所や設置方法の相違による所要時間の相違。なお、海洋へシルトフェンスを設置する方針は川内、玄海、大飯、高浜、伊方、柏崎、島根及び女川と同様。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-33, 34	<修正内容> 大飯の燃料取扱棟「の近傍」に近づくの表現を反映している箇所いばらつきがあるため統一する。(27ページにも同様の記載) <対応内容> 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレー手段の判断基準の表現を統一し、「燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)近傍に近づける場合」とする。(大飯審査実績を反映)	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-30, 31	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-34	<修正内容> 建屋破損に関する記載で、女川は「破損」で、大飯では「損壊」となっている。泊への反映にばらつきがあるため記載を統一する <対応内容> 泊3号炉は女川2号炉審査実績の反映で「破損」の表現で統一する。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-32	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-34	<修正内容> 燃料取扱棟と記載していることに対して、先行例を確認し、記載が適切か確認する。 <対応内容> 同様の記載表現としているのは、伊方3号炉及び玄海3/4号炉である。泊3号炉も、燃料取扱棟と記載することで統一する。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-40, 41, 42	以下の下線部の誤記訂正を実施した。 「(2)海洋への放射性物質の拡散抑制」 a. (a) 項 ii. 操作手順 1.12.2.1(2) a. (a) ii. と同様。 iii. 操作の成立性 1.12.2.1(2) a. (a) iii. と同様。 a. (b) 「ii. 操作手順」及び「iii. 操作の成立性」と b. 「(b) 操作手順」及び「(c) 操作の成立性」も同様に修正した。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-37, 38, 39	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-43,55	<修正内容> 「屋外消火栓(ろ過水タンク)」について、大飯合わせなのか、女川合わせなのか、統一すること。資料全般、合わせこみ先がぶれているので合わせて見直すこと。」 <対応内容> 泊3号炉の1.12.1項の設備の選定では、「屋外消火栓」と記載しており、「(ろ過水タンク)」は記載がないため、統一して「屋外消火栓」と記載する。同様の記載で「ろ過水タンク(消火栓)」があるため、「(消火栓)」を削除する。 上記の修正に伴い、とりまとめた資料の大飯3/4号炉「2-3) 設備表現, 設備名称等の相違」の大飯3/4号炉「No. 2 淡水タンク」と泊3号炉「ろ過水タンク」記載機削除により、相違理由項目を削除する。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-41, 49 とりまとめた資料-6	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-52	<修正内容> 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による泡消火の手順の④の手順に泡混合設備の設置に関して明確に記載が無いため記載する。 <対応内容> 泊3号炉の記載に下線部を追記する。 「④ 災害対策要員は、現場で放水砲を設置し、可搬型ホースの運搬、可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備の設置及び泡混合設備から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い、放水砲に可搬型ホースを接続する。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-47	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-48	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火の「操作の成立性」における所要時間の相違について、以下を相違理由に追記する。 【相違理由欄への追記内容】 【女川】記載内容の相違 ・ホース敷設ルート及び設備構成の相違。所要時間は島根と同等。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-64	図表の内容を大飯3/4号炉の審査実績を反映し修正した。 「第1.12.1図 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」の原子炉格納容器内の記載を大飯3/4号炉をベースに修正。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-60	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-66, 81	ホース敷設ルートの凡例「第1ルート」「第2ルート」の記載を適正化 ・可搬型ホースの「第1ルート」,「第2ルート」の記載は、敷設ルートを2ルート確保していることを示すために表記していたが、優先順位を示しているような誤解を招く表現となっていたため当該表記を削除した。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-62, 77	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-71	<修正内容> 化学消防自動車への泡消火薬剤の補給方法について、先行プラントの状況を確認する。 <対応内容> 泊3号炉の泡消火薬剤の補給方法は先行プラントと比較すると、伊方3号炉と同様である。設備の相違であり、初期消火に関する目的は同じであるため本文、図表へ展開が必要な事項はない。	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-68	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)	1.12-73, 76, 78	ホース敷設ルート図の原水槽の形状を適正化し、他の審査項目の記載内容と統一した。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)	1.12-70, 73, 74	同上	